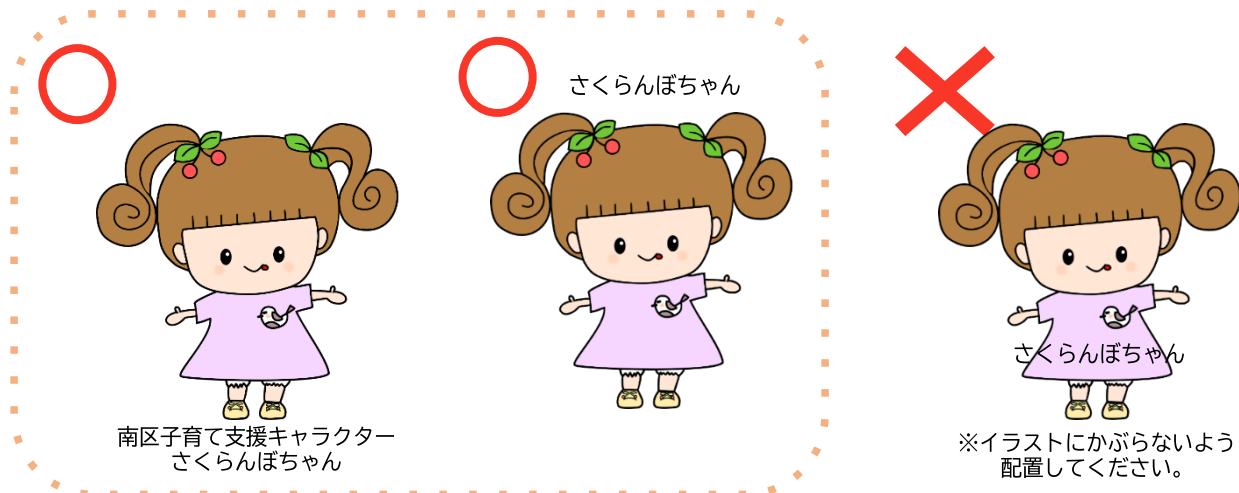


6 イラストデザインについて

「さくらんぼちゃん」の意匠の使用に関しては、以下の事項を厳守してください。

- (1) 「さくらんぼちゃん」を使用する際は、イラスト近傍に著作権表示として「南区子育て支援キャラクター さくらんぼちゃん」又は「さくらんぼちゃん」を明示してください。



- (2) 変形、色の変更、加工しての使用はできません。



※ただし、手に商品を持たせる、写真との合成は構いません。

《「さくらんぼちゃん」に持たせてよいもの》

○例：さくらんぼ、コスモス等、特定できないもの
(特定の商品情報ではないもの)

×例：商品名／商品画像／企業名／企業ロゴの入ったもの

- (3) 特定の個人や団体、商品のPRにつながるような表現はできません。

※ その他、意匠の使用や名称に関して判断がつかない場合はお問合わせください。